

ポーランド「人民政権」の支配確立と民族的再編

——戦後農地改革をめぐる政治状況を軸に——

吉 岡 潤

【要約】 ポーランドにおける一九四〇年代後半は、共産主義勢力主体の「人民政権」がその支配を確立していった時期であると同様に、非ポーランド系民族を排除した結果同国の民族構成が劇的に変化した時期でもある。本稿は、そのドラスティックな民族的再編と支配確立の過程にあった「人民政権」との関わり合いを検討し、両過程が単に同時進行したのみならず、実は密接な連関性を持ちながら実現していったことを明らかにしようとするものである。その際、農地改革の進展を軸に議論を進め、改革の遂行上生じた土地不足をウクライナ人やドイツ人など非ポーランド系民族の旧所有地が補ったという、戦後ポーランドにおける農地改革を持った「民族的」側面に光を当てた。またドイツから獲得した新領土では、政権はドイツ人を精力的に排除し、ソ連からの引揚者など土地なきポーランド人に土地を与えた。こうしてポーランド人に秩序と安定を保證する「民族的利害」の擁護者をもって自らを任じるようになった「人民政権」は、非ポーランド系民族に犠牲を強いる形で施政上の諸問題処理していき、支配確立へと向かうのであった。

史林 八〇巻一号 一九九七年一月

はじめに

ポーランドは第二次世界大戦後の一九四〇年代後半、大幅な国境線の移動とそれに伴う劇的な民族構成の変化を経験した。すなわち国境線の変更に伴ってポーランド領土が中心部において約二五〇キロメートル西進し、また戦前に三〇%以上の少数民族を含んでいたポーランド国家の民族構成が、わずか数%を除いて圧倒的多数をポーランド人が占めるそれへ

と変化したのである。これは第二次大戦中のナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺、戦後の住民交換によるウクライナ人、ベラルーシ人らのソ連領への移住、新ポーランド領からのドイツ人追放の結果である。

同時にこの時期は、ポーランド共産主義勢力主体のいわゆる「人民政権」が、ソ連の後ろ盾を得てその支配を確立していった時期でもある。共産主義勢力は、政権の担い手として上記の民族的再編をどう認識し、関わっていたのであろうか。本稿は第二次大戦後のポーランドにおいてドラスティックな形で生じた民族的再編と、支配確立の途上にあった「人民政権」との関わりを検討し、同時進行した両過程が実は密接な連関性を持ちながら実現していったことを明らかにしようとするものである。

従来の研究では、それぞれの過程は個別に扱われてきた。「人民政権」の支配確立過程に関しては相当の研究が蓄積されているが、民族的再編過程との連関性を問うたものはみえていない。一方の民族的再編の過程に関しても、その事象を詳細に取り扱った研究は少なくないが、「人民政権」との関わりとなると本稿のような視点はみられない。その傾向は、ポーランド共産主義者こそポーランド人の民族的利害を代弁し擁護するとの、近年までのポーランド「人民史学」の束縛による面が大きかったのであろう。本稿ではこれら個別的な研究の成果を踏まえつつ、より積極的に、共産主義勢力を民族的再編の行為主体として位置づけ、彼らがその再編を自らの支配確立にあたって最大限に利用したことを示そうと企図している。

その際、戦後の農地改革の進展を軸としてその連関性を検討する。農地改革を議論の軸に据えるのは、第一に農地改革の遂行上生じた土地不足を、ソ連領へと移住したウクライナ人やドイツへと追放されたドイツ人の旧所有地が補ったという点、第二に農地改革とそれに伴う移住が新たにポーランド領となった旧ドイツ領の人的「ポーランド化」、土地の「ポーランド化」の梃子となった点を重視するからである。これらは戦後ポーランドの農地改革が持った「民族的」性格を示すものであるが、いわゆる「階級的」性格を重視してきた従来の研究ではこの点が明確ではない。新ポーランド領の土地

が従来のポーランド領における過剰農村人口の解消に欠くべからざる意味を持ったという事実は大きい。だとすれば農地改革は、「階級的」性格を持つものであったとともに、土地なきポーランド人に新領土において土地を与え、ポーランドを民族的に統合する重要な梃子となる改革としても位置づけられたのではなからうか。本稿はその問いに答えるべく議論を進めていく。

その検討を通じて、共産主義政権の支配確立・ポーランドの「ソ連圏」への包摂、ポーランド国家の民族的一元化とを特徴とするポーランド戦後秩序の形成を、より歴史的な文脈において評価する作業の端緒としたい。

- ① 代表的なものとしては、K. Kersten, *Narodziny systemu władzy. Polska 1943-1948* (Warszawa, 1984); J. Cotonovidis and J. Reynolds, *Poland 1939-1947* (New York, 1986)。我が国におおまか「人民政権」の成立過程に関しては水準の高い研究が出ているが、支配確立過程に関してはいまだ専門的な研究はない。伊東孝之「戦後ポーランドの成立——ソ連外交とポーランド労働者党の戦術一九四三—一九四五年——」(『スラヴ研究』一八、一九七三年)、広瀬佳一『ポーランドをめぐる政治力学——冷戦への序章一九三九—一九四五——』(勁草書房、一九九三年)。

- ② 例えばK. Kersten, "Przemiany struktury narodowościowej Polski po II wojnie światowej. Geneza i wyniki." *Kwartalnik Historyczny*, 76-2(1969), s. 337-365; V. Heubner et al(eds.), *Nationen, Nationalitäten, Minderheiten: Probleme des Nationalismus in Jugoslawien, Ungarn, Rumänien, der Tschechoslowakei, Bulgarien, Polen, der Ukraine, Italien und Österreich 1945-1990*(Wien/München, 1994)。
③ 「人民史学」における農地改革についての研究は、W. Góra, *Reforma rolna PKWN* (Warszawa, 1969); H. Szabek, *Dzicie polskiej reformy rolnej 1944-48* (Warszawa, 1972) が代表的。

一 戦後ポーランドの枠組み形成

戦後ポーランドにおける民族的再編は、第二次大戦初期のソ連による東部ポーランド占領を契機とするポーランド東西国境線の大幅な移動に規定されている。本章では、ソ連の影響下での民族的再編という当時のポーランドが持った時代的・地域的特性を明らかにするための前提として、戦後ポーランドの枠組み形成をめぐる第二次大戦中からの国際環境を概観する。ここでは先行諸研究の成果に依拠しつつ、戦後ポーランドの領土および政権の問題を整理したい。

まず、戦後ポーランドの領土問題に関して、国境線の大幅な変更の直接の契機となったのは、ソ連が一九三九年九月七日、独ソ間の秘密協定に基づいて東部ポーランドに侵入したことであった。ソ連は赤軍の越境をポーランド領内に居住する「兄弟民族たるウクライナ人、ベラルーシ人の保護」をもって正当化し、戦後ポーランドの東部国境線が基づくことになるいわゆるカーゾン線と大部分が重なる勢力圏協定を独ソ間で締結した。そして占領地をウクライナおよびベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国に編入し、支配の既成事実化を進めた。一九四一年六月の独ソ戦勃発はポーランドを含む対独連合諸国との関係調整を促し、ソ連も戦後のポーランド復活を支持する立場に立つことになった。しかし領土に関する既成事実を覆すことはなく、スターリンも同年一二月に訪したイギリス外相イーデンに対し、自国の安全保障を根拠にドイツ侵攻前の国境線承認を迫っている。

一方でスターリンは、イーデンや同月に訪ソしていたポーランド亡命政府首相シヨルスキ(Władysław Sikorski)との会談で、ポーソ国境線の修正とともに東プロイセンのポーランド併合、オーデル川に沿った西部国境線という戦後ポーランドの国境構想を示した。^③カーゾン線へと国境線を移動することに伴うポーランドの領土損失を、東プロイセン・ドイツ東部領で補うというこの「代償方式」に、英米とも一九四三年三月までに原則同意し、英米ソが一堂に会した同年一月末からのテヘラン会談でもこの原則が確認された。^④

テヘラン会談では、イギリスはソ連に対して「領土」で譲歩し、見返りにポーランド亡命政府の本国復帰など「政権」に関する保証をソ連から得ようとしていたが、ソ連が応じず、不発に終わっていた。その結果、戦後ポーランドに関する会談の成果としては、ソ連の要求に沿った「領土」についての合意のみが残り、「政権」問題はその「領土」を認めることが絶対の前提となった。戦後ポーランドの領土をソ連の安全保障要求に沿った形で決したことによって、ソ連の意向が政権の性格を根本的に規定することになったのである。

さて、その戦後ポーランドの「政権」問題に関しては、ソ連はまず領土獲得を通じての安全保障実現を優先し、最初か

ら共産主義政権樹立の明確な青写真を持っていたわけではないことが近年の研究でも指摘されている。^⑤ポーランド国内の共産主義勢力の新しい政党ポーランド労働者党 (Polska Partia Robotnicza、以下労働者党と略記) にも、スターリンはコミンテルンを通じて急進的な社会革命への言及を控えさせ、占領下における左翼、農民から「ブルジョア民主主義」勢力に至るまでの幅広い民族戦線構築を目指させた。しかし亡命政府陣営は領土譲歩を頑なに拒否しており、ソ連の領土構想を容認する「政権」候補は自ずと共産主義勢力に限られていった。

国内での孤立という厳しい現実を前に、労働者党は自らの主導で政権樹立に取り組むことで打開を図り、一九四三年一月、書記長コムウカ (Władysław Gomułka) が中心となって将来の臨時政府を睨んだ「全国国民評議会 (Krajowa Rada Narodowa)」設立を決定した。しかし労働者党の呼びかけに応じたのは、戦前に中道から左派の幅広い勢力を集めていた農民党 (Stronnictwo Ludowe) 勢力の親共少数最左派「人民の意志 (Wola Ludu)」派や、戦前の最有力左翼ポーランド社会党 (Polska Partia Socjalistyczna) の少数左派が分派した「ポーランド社会主義労働者党 (Robotnicza Partia Polskich Socjalistów)」の一部が参加したに過ぎなかった。スターリンは戦時同盟を組む英米への配慮から、労働者党や在モスクワのポーランド人共産主義者に突出した行動を控えさせ、労働者党の行動をすぐには政権樹立とは結びつけなかった。

結局、翌年六月に赤軍の大攻勢が始まり、七月にはカーゾン線を突破するという軍事情勢下、スターリンは「解放」ポーランドを軍政下におかずポーランド人自身に施政させるべく、行政機構を樹立させることにした。そして七月二日、モスクワにて全国国民評議会の行政機能を引き継ぐ「臨時執行機関」としての「ポーランド国民解放委員会 (Polski Komitet Wyzwolenia Narodowego、いわゆるルブリン委員会、以下ルブリン委員会と表記)」が成立した。傀儡政権樹立との英米側の批判を意識して、スターリンは共産主義者をルブリン委員会構成一五人のうち四人に抑え、翌二二日に公表した綱領宣言(以下「七月宣言」と表記)でも穏健改革路線を掲げさせた。^⑥

二六日にはルブリン委員会とソ連との間で戦後ポーランド領の約四分の一、約五六〇万の人口を持つ「解放地域」の行

政に関する協定が締結され、翌二七日にカーゾン線に若干の修正を施したポロソ新国境線に関する協定が結ばれた。^⑤同日ルブリン委員会は赤軍入城直後のヘウムに、ついで八月二日にルブリンに移った。こうして戦後ポーランドが歩みだした。

6 (6)

① *Dokumeny i materialy do historii stosunków polsko-radzieckich*, tom VII (Warszawa, 1973) [以下 *Dokumeny i materialy*, VII へ略記] s. 197 [Nr 105].

⑤ V. Mastny, *Russia's Road to the Cold War: Diplomacy, Warfare, and the Politics of Communism, 1941-1945* (New York, 1979): 157. 前掲書参照。

② L. Woodward, *British Foreign Policy in the Second World War*, vol. II (London, 1971), pp. 221-223.

⑥ *Polška Partia Robotnicza. Dokumenty programowe 1942-1948* (Warszawa, 1984) [以下 *PPR. Dokumenty* へ略記] s. 564-561 [Nr AXXII].

③ *Ibid.*: The General Sikorski Historical Institute (ed.), *Documents on Polish-Soviet Relations 1939-1945*, vol. I (London, 1961), pp. 274 [No. 179], 365 [No. 225].

⑦ *Dokumeny i materialy*, VIII, s. 155-157 [Nr 75], 158-159 [Nr 76].

二 「人民政権」施政下の農地改革

前章でみたように、戦後ポーランドの枠組みはソ連の意向に沿った形で形成され、その意向を汲む共産主義勢力が赤軍の圧倒的な軍事力を後ろ盾として政権を樹立した。このように「外から」枠組みを与えられたポーランド人共産主義勢力が、いかにその内実を満たしていたのか。施政領内の「ポーランド化」と社会改革によってその内実を満たしたとする本稿の主張を以下で展開するにあたって、本章ではその議論の軸となるべき農地改革の進展を「人民政権」の政策全体の上に位置づけながらみていくことにする。

1 ポーランド共産主義勢力と農地改革

農業従事者が人口の多数を占めたポーランドにおいては、農地改革は第一次世界大戦後の独立回復以来大きな争点となっていた。改革の要求を生み出していたのは、一九二一年の国勢調査の時点で農業人口の〇・九%を占めるにすぎない五

○ヘクタール以上の大土地経営が、農地の実に四七・三%を保有するという構造上の不均衡であった。兩大戦間期には一九二〇年と一九二五年の二回にわたって農地改革法が採択され、改革が試みられたが、いずれも大地主に有利な規定や大地主自身の抵抗から農地の分配は不徹底なものに終わっていた。農地改革による土地分配を通じて貧農層の支持を獲得することの政治的意義は、大戦中、ロンドンの亡命政府に結集した諸政党も共産主義勢力とともに認識するところで、それぞれ改革の即時実施を綱領に掲げていた。

戦時中、ポーランド共産主義勢力は「共産主義者＝農業集団化」の図式が定着している中で個人農への土地分配を謳い、集団化には言及していなかった。これは一つには、ポーランド共産主義勢力の農業政策が戦前のポーランド共産党（K. munistyczna Partia Polski）以来必ずしも農業集団化一点張りではなかったことによる。確かにローザ・ルクセンブルグ（Róża Luksemburg）の経済理論の流れを汲む幹部は、没収した大土地所有者の農地をそのまま公有農地に移行させることを主張していた。しかし一九二〇年代に入って優勢となったのは、農民の強い土地所有願望やポーランド農民が協業に不慣れな点などを考慮し、「農民に土地を」のスローガンを綱領化しようとするグループであった。

また、前述のように、当時労働者党の政策形成に密接にコミットしていたコミンテルン（あるいはより直接にスターリン）が「幅広い民族戦線」構築を指示しており、農民に受け入れられるはずのない集団化政策を掲げることは論外だったことも重要な背景である。実際、共産主義勢力内での議論の焦点は集団化か否かではなく、土地を没収された大地主への補償の有無であった。結局ルブリン委員会発足時の「七月宣言」では、五〇ヘクタール（ドイツ「帝国」併合領では一〇〇ヘクタール）以上の大土地所有・ドイツ人所有地などの没収、小農（所有農地五ヘクタール未満）・家族数の多い中農（同五〜一〇ヘクタール）・小作農・農業労働者に五ヘクタールを上限としての土地分与、大地主には一定の年金は支給するが没収地の大きさに準じた補償はしないこと、などが盛り込まれた^①。

かくして、ロンドンの亡命政府陣営という反対勢力が大きな存在感を保つ中でソ連の軍事力を背景に政権を樹立した共

産主義勢力は、まず個人農に土地を与える方向で改革を進めることを目指していた。そうした枠組みの下で、ルブリン政権による農地改革がその施政地域において始まった。以下、その具体的な進展を検討していきたい。

2 ルブリン委員会と一九四四年の農地改革

ルブリン委員会は一九四四年八月一日、「七月宣言」で掲げた農地改革に関する綱領を実施する機関として、農業・農地改革部（後に省）に直属する「土地局」と、土地なし農・小農・中農ら農民の代表者や農業専門家の代表から成る「土地委員会」を設置した^②。続いて九月六日、改革の基本綱領となる「農地改革の実施に関するルブリン委員会政令」を布告し、改革の目的、実施内容・方法などを明らかにした。

この政令は、将来のポーランドの農業制度を私的所有の農場に立脚するものとし、実施内容として耕地面積五ヘクタール以下の農場の拡充、土地なしの農業労働者や零細小作農のための新しい自営農場の創設などを掲げていた。そして改革に向ける土地は、国有地、ドイツ帝国市民および民族的にドイツ人であるポーランド市民の土地、国家の裏切りや占領者援助・その他の犯罪行為で有罪となった者の土地、総面積一〇〇ヘクタールあるいは耕地面積五〇ヘクタール以上の規模の個人・法人・共同所有の土地（ただしポズナン、ポモージェ、シロンスク各県では耕地面積の大小にかかわらず総面積一〇〇ヘクタール以上の土地）、などから充當するとしていた。その他、新たに創設される農場は五ヘクタールを超えないこと、土地不足から五ヘクタールまでの土地を受け取れない者は全土解放および西方への領土拡大後に代わりの土地を受け取る権利を有すること、などを定めていた^③。

農地改革の実施をめぐるのは、当初から農業・農地改革部長ヴィトス（Andrzej Witos）を擁する「農民党」^④と労働者党との間で見解の相違が存在していた。一方の農民党は、改革の実施にあたっては国家机关の土地局による整然たる法的手続きを重視すべきだとした。また「七月宣言」で謳われた五ヘクタール規模の農場創設には施政地域の土地のみでは不可

能だとして、改革の実施は全土が施政下に入るまで延期し、もし実施するにしても土地なし農と零細農にその対象を限定すべきである、と主張した。他方の労働者党は、改革の実施にあたっては土地局よりも土地委員会を重視し、広範な農民の「下からの」参加を見込んでいた。そしてたとえ農家一戸あたりの分配面積が小さくならうとも、できるだけ多くの農民に改革の恩恵が行き渡るように遅滞なき実施を求めている。^⑤

さて、土地局の設置、九月六日政令の布告にもかかわらず、実際の改革の進展はほとんどなかった。ルブリン委員会政権の持続性への懐疑も一因となって、労働者党が期待した農民の自発的な「反地主運動」は起こっていなかった。農民への支持基盤拡大を急ぎたい労働者党はこの事態を憂慮し、急進的な改革に慎重な農民党と同党が管掌している土地局への攻撃を強めていった。党内でそうした空気が強まっていた一〇月九日、ルブリン委員会発足後初の労働者党中央委員会が開かれた。そこでルブリン委員会代表団の団長として訪ソしていたビェルト（Bolesław Bierut）によって報告されたポーランド情勢に関するスターリンの見解は、農民党批判と農地改革の強硬路線への転換を決定づけた。ビェルトの報告によると、スターリンは、農地改革の実施の遅れが反対勢力に結末の機会を与えるとしてルブリン委員会の柔軟姿勢を批判した。さらに彼は、一つの階級を全滅させるのは「改革」ではなく「革命」なのであって、法の至上権を尊重したところでは行いえないものであると述べ、今までに一人の地主も逮捕されていないのはなぜかと問いただしたという。^⑥

この報告を受けて、ヴィトスの農業・農地改革部長からの解任、土地局の権限の技術的分野への限定、「労働者旅団（*Grupa robotnicza*）」の派遣、中農への配慮、などが議題にのぼり、討議された。翌一〇日の労働者党地区委員会書記・活動家集会においても、ゴムウカは土地局を、農地改革をサボタージュする反動勢力の道具になっていると名指しで批判し、改革の加速化を訴えている。^⑦ こうした労働者党の圧力によりヴィトスは解任され、後任にはルブリン委員会議長で「社会党」のオスプカ＝モラフスキ（Edward Osobka-Morawski）が就任した。改革の実務を担当する次官には農民党から親労働者党色の強いベルトルト（Edward Bertold）が補任された。

表1 1944年の土地分与

経営規模	土地を得た農家数	対全体比(%)	分与量(ha)	1農家平均分与量(ha)
農業労働者・土地なし小作農	34,779	31.6	98,459	2.8
小 農	69,431	63.2	105,357	1.5
中 農	4,182	3.8	5,949	1.4
そ の 他	1,507	1.4	2,229	1.5
計	109,899	100.0	212,084	1.93

(出典) Góra, *op. cit.*, s. 151, tabl. 3.

る厳しい、しばしば強制手段を伴う食糧供出を強いたことも忘れてはならない。

それでもこの強行された農地改革は、労働者党党員数の増加という政治的意義を有した。ルブリン県では一九四四年七月に約三〇〇〇人だったのが年末には一万一七六六人、ジェシュフ県では約三〇〇人が四一六五人、ビャウイストク県では四六六人にすぎなかったのが七八一人になった。党員総数も七月の約二万人から年末の約三万四〇〇〇人に増加した。党員の社会的構成もこの時期に大きく変貌を遂げ、従来の労働者主体から農業労働者や農民出身者が全体の六〇%を占める

このように労働者党が主導権を手中に収めつつあった一〇月一日、農地改革の新しい方針を示す指令が農業・農地改革部によって出された。その主な内容は、土地局の権限を大幅に制限する「ルブリン委員会農地改革全権委員」の設置、改革の迅速な実施を支援する「労働者旅団」の組織化、中農層の改革への包摂、改革の反対者・妨害者に対する死刑を含む処罰手段の採用、であった。^⑨「労働者旅団」は当初一〇〇〇人程度からまもなく二〇〇〇人を数えるに至った。その六〇%は労働者党党員であった。さらに軍や警察も改革の「支援」に農村へ動員された。

党、軍からの実行部隊の派遣により改革のスピードは一気に加速した。特に「反対者・妨害者」の逮捕などには赤軍・ソ連内務人民委員部(NKVD)の存在がものをいった。^⑩しかし実際の土地分配は原則通りには進まなかった。最大の問題が土地不足であった。戦後ポーランド領の四分の一にとどまる施政地域で、しかも接収地の約一〇%を国家所有地として保留したこともあって、分配を受けた農民は施政地域の農村人口の約七分の一にすぎなかった。経営規模別にみても、表1にみるように五ヘクタール規模の自営農創設という目標には遠く及ばなかった。また農民に土地を与える一方で、依然として続く戦争が要求す

までになった。^①

このようにルブリン委員会成立以来の農地改革は、五ヘクタール規模の自営農創設という目標を実現する客観的条件が整っていなかったにもかかわらず、農民層への支持基盤拡大という政治的動機を持つ労働者党によって強行された。その結果、たしかに相当数の貧農に改革の恩恵が及んだものの、土地の分配に与れなかった中・小農もいまだ多く、課題を残す形となった。土地不足の解消にはさらなる施政地域の拡大が待たれた。

3 ポーランド臨時政府と一九四五年の農地改革

前節でみた一九四四年一〇月の農地改革強硬路線への転換は、労働者党の政権構想における全面的な路線転換の一環であった。「七月宣言」では「革命」的な言辭を抑え、幅広い勢力が参加する「民族戦線」樹立を謳って発足したルブリン委員会であったが、共産主義者に対する不信は根深く、一部少数の農民党および社会党活動家が参加したに過ぎなかった。折しも同年八月一日に始まったワルシャワ蜂起におけるソ連の行動は、ポーランド人の反ソ感情をさらに煽る結果となり、ルブリン委員会の孤立を一層際立たせた。ルブリン委員会がワルシャワの「解放者」として登場しえなかったことで、「幅広い民族戦線」樹立のスローガンは現実味を失い、「民族戦線」の意味もソ連を後ろ盾として労働者党が圧倒的なヘゲモニーを行使するそれへと性格を変えていく。このことは、農地改革との関連でいえば、改革を通じて独自性を打ち出そうと模索していた農民党への労働者党の干渉を強め、同党の衛星政党化をもたらしただのであった。

ところで、この一〇月のルブリン委員会の戦術転換と前後して、亡命政府首相で亡命農民党党首ミコワイチク(Stanisław Mikojczyk)が戦後の国境・政権をめぐるモスクワでスターリンと交渉をもっていた。このときミコワイチクはテヘラシ合意について初めて知らされ、衝撃を受けた。彼は国境に関する三大国の一致した行動に直面して妥協の道を探るものの、閣僚の激しい抵抗に遭遇し、ついに一一月二四日亡命政府首相を辞任した。二九日に亡命社会党のアルチシェフス

キ (Tomasz Arciszewski) を首班とする内閣が成立したが、ミコワイチクはじめ農民党勢力は入閣を拒否した。反ソ色を隠さないこの政府に英米は一応の承認を与えたが、実際は冷淡な対応に終始し、亡命政府の威信は著しく低下した。

こうした情勢をただちに認識したソ連と労働者党は、ルブリン委員会の臨時政府への改造を計画する。そして一二月三十一日、ルブリン委員会はオスプカモラフスキを首班とする「ポーランド臨時政府」に改造された(以下、これを単に臨時政府と略記)。臨時政府の内閣は一七人の閣僚から成り、政党別の構成は労働者党、社会党、農民党が各五名、民主党 (Stronnictwo Demokratyczne、親共知識人の政党) 二名となっていたが、社会党や農民党からの閣僚は労働者党の強い影響下にあった。臨時政府は一九四五年一月四日にソ連から承認を受け、同三日にはチェコスロヴァキア亡命政府がこれに続いた。その間、一月一二日に始まる赤軍・ポーランド軍の大攻勢によって数日のうちにワルシャワ、クラクフ、ウッチのドイツ占領が解かれ、一七日には臨時政府もワルシャワにその本拠を移した。

臨時政府による支配の既成事実が積み上げられつつあった二月四日から一日にかけて、三大国によるヤルタ会談が開催された。交渉は再びポーランドの国境問題と政府の構成をめぐって行われた。国境問題に関しては、カーゾン線が最終的なポーランド東部国境と確認された一方で、スターリンの西ナイセ線に基づく西部国境案に対して英米が難色を示し、最終決定は講和会議まで延期された。他方政府の構成に関しては、スターリンは「自由かつ無干渉の」選挙実施の義務を負った点で譲歩を示した。しかし会談後の三国首脳コミニケでは、将来樹立されるべき「国民統一臨時政府」が現存の臨時政府を拡充・再編成したものと規定され、文章化されたという点で、スターリンは英米の実質的な臨時政府承認をかちとったといえる。⑩ こうして戦後ポーランドの枠組みがさらに固まった。

さて、臨時政府は新たに施政下に入った地域でも早速農地改革に着手した。一月一七日には前年九月の農地改革政令を修正する新しい政令が布告された。これは前年一〇月の路線転換を政令の形で成文化したものであった。主な変更点としては、まず九月政令で「五ヘクタール以下の農場の拡充」が目標とされていたのが、「零細農、小農および中農の農場の拡

充」と変更され、中農も重視することが明記された。また没収地として「ドイツ帝国市民および民族的にドイツ人であるポーランド市民の土地」とあったのが、「ドイツ帝国市民、非ポーランド人および民族的にドイツ人であるポーランド市民の土地」と修正された。「非ポーランド人」とはウクライナ人、ベラルーシ人、リトアニア人を指す。その他一〇月の路線転換後採用されていた「全権委員」制が制度として明記されたこと、土地を没収された大地主に対する代替の土地を「その所有地以外の場所」から「所有地のあった郡以外」の場所と変更したことなど、あわせて二五項目にわたって修正が施された。^⑮

この新政令に関して本稿の問題関心からして興味深いのは、没収地にウクライナ人、ベラルーシ人、リトアニア人ら「非ポーランド人」の所有地が加わったことである。これらの諸民族は、前年九月にルブリン委員会とウクライナ、ベラルーシ、リトアニア各ソヴェト社会主義共和国との間で締結された住民交換協定に基づいて、新ポーランド領から立ち退くことになっていた。これらの協定では移送は一九四四年一〇月一五日から翌年二月一日の期間に行われることになっていたが、ソ連領内からのポーランド人を受け入れる土地が絶対的に不足していたために実際の住民交換は難航していた。年明けの大攻勢とそれに伴う臨時政府の施政地域拡大はソ連からの引揚者に対する土地賦与を可能にし、滞っていた住民交換を活発化させた。住民交換によって立ち退いたウクライナ人らの旧所有地は、実りの少なかった一九四四年の農地改革を埋め合わせる重要な役割を担ったのだが、そのことについては次章で詳述する。

一九四五年の農地改革は前年に比べ準備が組織的であり、また「全権委員」の強権発動や「労働者旅団」の動員により速いテンポで進んだ。一月の新政令の布告後ビャウイストク県、ワルシャワ県に始まり、二月にキェルツェ、クラクフ、ウッチの中央諸県、三月からはポズナン、ポモージェ、シロンスクの西部諸県と続いた。改革の成果については地域によってかなりの差があった。中央ポーランドでの土地分配は、もともと農業人口が過剰だったこともあり、五ヘクタールの基準に及ばないことが多かった。一方、西部諸県では分配しうる土地が他県に比べて多く、また土質も悪かったため、五

表2 1945年に新たに施政下に入った「旧領」での土地分与

経営規模	土地を得た農家数	対全体比 (%)	分与量 (ha)	1農家平均分与量 (ha)
農業労働者・土地なし小作農	120,000	45.8	651,000	5.4
小農	106,000	40.5	207,000	1.9
中農	16,500	6.3	37,000	2.2
その他	19,500	7.4	9,000	0.46
計	262,000	100.0	904,000	3.45

(出典) Góra, *op. cit.*, s. 186, tabl. 6.

これらの数字は、ルブリン委員会発足以来1945年7月15日までの「旧領」全体における土地分配の結果から、表1でみた1944年の改革の結果を差し引いて得られたもので、典拠の異なる二つの統計を処理しているため数字はすべて概数となっている。

ヘクタールの上限を上回る分配が認められた。例えばポズナン県の場合、土地なし農に五く七ヘクタール、小農に七く八ヘクタール、中農に一〇ヘクタールまでの分与、土地増しが認められた^④。

一九四五年に新たに「人民政権」施政下に入った地域での土地分配は、「旧領 (Ziemie Dawne)」と呼ばれた戦前からのポーランド領に限ってみれば、表2にみるように政府方針どおり中農への分配の増加が目立つ。もっとも、前述の通り地域差があり、分配を受けた農民は東部・中央ポーランドでは小・中農中心、大土地所有やドイツ人所有の土地の占める割合が大きかった西部、とりわけポズナン、ポモージェ両県では四分の三以上が土地なしの農業労働者と小作人であった^⑤。

さて、一九四五年に入ってから農地改革が速いテンポで進んだことはすでに述べたが、それは当然労働者党の意図するところであった。前年比四倍という「労働者旅団」の精力的な動員がそのことを物語っている。臨時政府が着々とその施政地域における支配を確立していることを内外に知らしめる必要があったのはいうまでもない。前述のようにヤルタ会談では臨時政府の承認をめぐる議論が紛糾し、英米が西ナイセ線案に難色を示すなど、臨時政府を取り巻く環境がまだ不安定なものだっただけになおさらであった。また春が近づくとつれて播種の問題が浮上したことや、赤軍・NKVD・ポーランド当局の徹底的な弾圧による亡命政府系地下抵抗組織の弱体化も、改革が速いテンポで進んだことの見逃せない要因である。^⑥

以上みたように、農地改革はルブリン委員会・臨時政府の支配を確立する上で重要な位置を占めていた。農地改革と並

行して、ソ連・ポーランド当局は亡命政府系抵抗組織の徹底的な弱体化を効果的に図った。また政権内部では農地改革の実施を通じて農民党の衛星政党化が進み、共産主義者の圧倒的なヘゲモニーのもと擬制的に連立の体裁を維持する「人民政権」の性格が固まりつつあった。農地改革の進行や亡命政府勢力の弱体化を背景として労働者党の党員数は急増し、一九四五年四月の時点で約三〇万人を数えるに至った。^⑧

しかし一方で、東部および中央ポーランドでは土地不足や過剰農村人口といった課題を残していた。また住民交換の進展、戦争の終結によってソ連からだけでなくドイツ、連合諸国からの引揚者がポーランドに押し寄せ、彼らへの土地賦与、定着化が焦眉の問題として浮かび上がっていた。これらの問題の解決に、ドイツ人をはじめとする非ポーランド系民族の旧所有地、そして新たにポーランド領になることが「約束」されていた、東プロイセンおよびオーデル・ナイセ川までのドイツ領が大きな役割を果たすことになる。次章ではこれらの問題の解決に果たした非ポーランド系民族旧所有地の役割について論じることとする。

- ① PPR. *Dokumenty*, s. 558-559 [Nr. AXXIII].
- ② 「県および郡土地局に関するルブリン委員会政令」。官報 *Dziennik Urzędowy Rzeczypospolitej Polskiej*, 一九四四年第二号四番〔以下 *Dz. U. R. P.*, 1944/Nr. 2, poz. 4, 4条記〕。
- ③ *Ibid.*, 1944/Nr. 4, poz. 17.
- ④ これはルブリン委員会参加の農民党親共少数最左派「人民の意志」派のことであるが、彼らは一九四四年九月の総会から「農民党」の名称を廃した。
- ⑤ A. Polonsky and B. Drukier (eds), *The Beginnings of Communist Rule in Poland: December 1943-June 1945* (London, 1980), p. 270 [No. 31, note 2].
- ⑥ *Ibid.*, pp. 299-300 [No. 49].
- ⑦ PPR. *Dokumenty*, s. 251-252 [Nr. 37].
- ⑧ 農民党の場合と同様に「ルブリン委員会参加の社会党少数左派の分派「ポーランド社会主義労働者党」が一九四四年九月より「社会党」の名称を廃した。
- ⑨ *Stabek, op. cit.*, s. 77-79.
- ⑩ 一九四四年末、ルブリン委員会施政地域に約二五〇万人の赤軍・ポーランド軍兵士が駐留していたと云ふ。W. Roszkowski, *Historia Polski 1914-1991*, wyd. 2 (Warszawa, 1992), s. 139.
- ⑪ *Góra, op. cit.*, s. 158-159. 広瀬「前掲書」一六四頁。
- ⑫ *Dokumenty i materiały*, VIII, s. 391-392 [Nr. 210]; *Foreign Relations of the United States: Diplomatic papers. The Conferences at Malta and Yalta, 1945* (Washington D. C., 1955), pp. 973-974.

⑩ D. U. R. P., 1945/Nr 3, poz. 9.

⑪ Góra, *op. cit.*, s. 176.

⑫ Stabek, *op. cit.*, s. 126-127.

⑬ とりわけ、一九四五年三月のソ連当局による亡命政府系抵抗運動の

指導者五人の連行・逮捕は亡命政府系組織に壊滅的な打撃を与えた。

S. Korhowski, *Polskie Państwo Podziemne: Przegląd i historia z lat 1939-1945*, wyd. 2 (Philadelphia, 1983), s. 220-222.

⑭ Courouvidis and Reynolds, *op. cit.*, p. 181.

三 非ポーランド系少数民族の排除

1 農地改革と少数民族

前章で述べたように、東部および中央ポーランドでは土地不足から五ヘクタールの自営農創出は達成困難な目標となっていた。この実り少ない改革を埋め合わせ、さらにソ連、ドイツなどから引揚げてきた多数のポーランド人に土地を確保したのが、新ポーランド領から退去したウクライナ人、ドイツ人らの所有地であった(以下、このウクライナ人やドイツ人などを、ポーランド領内に居住する非ポーランド系少数民族と呼ぶ)。

前述のルブリン委員会と隣接各ソヴェト社会主義共和国との住民交換協定は、まず一九四四年九月九日にベラルーシ・ソヴェト社会主義共和国と締結された。その内容は、一九三九年九月一七日以前のポーランド市民でベラルーシ共和国領内に居住するポーランド人、ユダヤ人をポーランド領内に移送すること、同様にポーランド領内のベラルーシ人をベラルーシ共和国内に移送すること、その登録・移送に関しては住民の自由意志に基づき、強制はしないこと、であった。①対象となったポーランド領内のウクライナ人、ベラルーシ人、リトアニア人は、一九四四年一〇月のポーランド外務省担当局の報告によると六七万三八七六人であったという。②そのうち実際に立ち退いたのは、一九四五から四六年の二年間に一三万二九九四世帯、五一万八二一九人であった。③

立ち退いたウクライナ人らの旧所有地はほとんどが東部諸県に集中していた。こうした土地は一農家あたり平均四・三

七ヘクタールの面積をもち、これらをもとに農地改革の「調整」が実施された。改革に向けられた旧所有地は前年改革規模の三〇%に及び、そこから多くの新農家が誕生した。ウクライナ人らの旧所有地をもとにして生まれた新農家は、ジエシュフ、クラクフ、ルブリン、ビャウイストクの四県では新農家の実に三分の一を占めた。なお、一農家あたりの平均面積は五・八三ヘクタールであった。^④

他方、ドイツ人所有地に関しては、赤軍が進駐する前に相当数のドイツ人が西へと移動しており、所有者不在の農地が大量に発生していた。これらの土地はそこで働いていた農業労働者や現地の農民、あるいはドイツ占領当局によって強制退去させられた人々や戦争捕虜、強制収容所に収容されていた人々によって奪われたり、一時的に管理されたりしていた。

ドイツ人が所有していた農地は下記のように総面積でウクライナ人らのそれをはるかに上回り、農地改革にとって持つ意味は大きかった。「旧領」で接収されたドイツ人旧所有地は九万八七五〇農場、九二万三四三五ヘクタールにのぼった。このうち八四・三%が農民への分与に（その九四・五%は新農家創設に充当、一三・二%が国营農場に向けられた。^⑤）ちなみに一九五〇年一月一日時点の「旧領」での総分与量は約二三八・四万ヘクタールで、うち五〇・八%が大土地所有地から、三二・七%がドイツ人旧所有地から、一六・五%がウクライナ人らの旧所有地からの充当であった。^⑥戦後ポーランドにおける農地改革でいかに少数民族の旧所有地の果たした役割が大きいかうかがい知れよう。

このように少数民族の旧所有地を利用することで、農業労働者など貧農に土地を与えることを目指した農地改革はより効果的なものとなった。このことは政權の基盤拡大におおいに資したことであろう。事実、ポズナン、ポモージェ両県では、多くの郡で大戦中には存在しなかったか、存在しても極端に弱かった労働者党組織が誕生し、活発化した。

農地改革の持つ政治的意義を自覚するならば、ドイツ人の「追放」が農地改革に大いに資するであろうことも分かっていたはずである。一九四五年二月の労働者党中央委総会においても、農地改革について報告したザンブロフスキ（Roman Zambrowski）が、「我々が西へ近づけば近づけばほど、ますます農地改革は大地主層の収用としてのものでなく、いや

それ以上に、これらの土地からポーランド人農民を追い出し、土地を我がものにしていくドイツ人に向けられるものとなる」と改革の遂行が持たざるをえない「民族的」側面に触れている。^⑦ 大戦中にポーランドへと入植して来たドイツ人だけでなく、何代にもわたってポーランドに住み続け、ポーランド市民権を有していたドイツ人までもが一律に「追放」されたことは、戦争直後のドイツ人との共存不可能性の感情といったものも大きな要因ではあるが、少数民族排除の上に可能となった農地改革を持つ「民族的」側面も考慮に入れるべきであろう。次にその戦後ポーランド領からの非ポーランド系少数民族排除の過程を具体的に検討する。

2 戦後ポーランド領からのウクライナ人排除

前節でみたように、ソ連邦構成諸共和国とルブリン委員会の間で結ばれた住民交換協定は自由意志に基づく移住を原則としていた。しかし、ポーランドにおいてこの原則が適用されたのは一九四五年夏までのことであった。そのときまでのウクライナ人の退去は移送有資格者の一割強、約八万人にとどまっていたが、夏以降、ポーランド「人民政権」は自由意志原則を無視してウクライナ人らの排除に乗り出した。

その経緯は、まず政権がウクライナ語による学校の廃止、農地改革における土地分与対象からの除外、ウクライナ人教会（いわゆるギリシア・カトリック）や正教会の冷遇、などをもって立ち退きの圧力をかけた。これに対してウクライナ人側は一九四五年七月二四日に政府側と会談し、憲法の諸条項に合致したポーランド市民としての扱い、信仰の自由、民族語による教育、農地改革の恩恵享受、ウクライナ人政党設立の承認、などを要求する。ここにおいて政権は、ウクライナ人らの要求実現による多民族共存か、排除かの二者択一を迫られる形となったが、後者を選択した。八月から九月にかけて政府はウクライナ人「送還」該当地に三個歩兵師団を配備し、軍の圧力をもって「自由意志」移住申請書への署名を強要したり、正教会の主教やウクライナ人知識層を逮捕し市民権を剥奪したりした。^⑧ その結果、前述のように、一九四六年

までの二年間で有資格者の約四分の三、五二万人弱ものウクライナ人ら東部少数民族がポーランド領を立ち退くことになったのである。

では、「人民政権」がウクライナ人排除に踏み切ったことにはどのような背景があったのか。大戦中の一九四三年一月に労働者党が公表した綱領宣言では、「独立後のポーランドにおいては」国民はその民族的出自によらず平等に遇される。ポーランド国家の国境内にいる少数民族に対してポーランド民族に属することが特権的であってはならない」とあり、当初ポーランド共産主義勢力は少数民族の存在を必ずしも否定してはいなかった。しかし実際に施政していく過程で、「人民政権」はソ連からのポーランド人引揚者の大量流入、農地改革における土地不足、あるいは反共・反ポーランドのウクライナ人過激武装組織「ウクライナ蜂起軍（UPA）」のテロ・ゲリラ活動などに直面する。国内における基盤が脆弱なまま政権を樹立したポーランド共産主義勢力にとって、これらの問題の着実な処理はポーランド人に安寧秩序を保証する、いわば「民族的利害」の擁護者としての「人民政権」の性格をアピールすることでもあった^⑩。

また国外に向けては、ミコワイチクを含む「ポーランド国民統一臨時政府」が成立した（次章参照）一九四五年六月頃より、ポーランドが「ポーランド人単一民族国家」建設を志向していることが繰り返された。統一政府が成立した際の記者会見でも、ゴムウカが「我々は諸国民と同様に、民族的に同質な国家（państwo jednorodnego narodowościowo）建設の立場に立つ」（傍点筆者）と述べている。これは「ポーランド人によるポーランド国家」として暗に英米の干渉を拒否するものと解釈もできるが、この姿勢は新たに獲得した広大な旧ドイツ領土を非ドイツ化し、「ポーランド化」する際の正当化の論理ともなった。次節ではそのドイツ人排除について検討する。

3 戦後ポーランド領の非ドイツ化

第二次大戦中、ナチス占領当局はドイツ「帝国」併合領から非ドイツ的諸要素を徹底して排除し、ドイツ化を図った。

そのドイツ化の梃子として、バルト諸国、ルーマニア、ユーゴスラヴィアなどから「民族ドイツ人 (Volkdeutsche)」が占領下のポーランドに入植させられた。入植した「民族ドイツ人」の多くは農民から成り、ポーランド人の農場が割り当てられた。「帝国」併合領では一〇〇ヘクタール以上のポーランド人農場はほぼ例外なく没収され、残りは入植者の需要に応じて良質のポーランド人農場から没収されていった。没収地ではポーランド人農場主は追い出され、ドイツ人農民が入植、ポーランド人農民はその下で住み込み農民として労働に従事した。

戦時中にポーランドに入植した「民族ドイツ人」は約八五万人にのぼるとされ、これらを加えて一九四四年末には戦前のポーランド領内に約一六〇万人のドイツ人がいたという^⑬。これらの入植「民族ドイツ人」の多くは赤軍の進駐とともに逃亡したと思われる。入植「民族ドイツ人」に限らず、終戦前には戦況の推移とともに多くのドイツ人軍人・住民が撤退・疎開した。ドイツ側の資料によれば、その数は五〇〇万人以上とされる^⑭。

戦争終結とともにこれらの疎開ドイツ人は帰還を試みたが、多くは果たせなかった。それを阻んだのは領内を徹底して非ドイツ化するというポーランド当局の決意であった。ルブリン委員会発足約一か月後の一九四四年八月二八日の記者会見で、オスプカ・モラフスキはオーデル・西ナイセ線に基づく西部国境構想を初めて公式に表明し、ドイツ人の追放を宣言している^⑮。またベルリンへ向けて大進軍が始まっていた翌年二月五日のラジオ・アピールで、ポーランド臨時政府は「ドイツ人はその残忍さと無数の犯罪によってポーランド人との間に埋めることのできない溝をつくってしまった。(……)ポーランドに少しのドイツ人少数派も残すべきでないということが我々の願いである」と訴えた^⑯。

ヤルタ会談で英米が西ナイセ線に難色を示し、最終的な国境線確定が講和会議まで延期されたことは、ポーランド政府にオーデル・西ナイセ線までのドイツ人地域の非ドイツ化・「ポーランド化」という既成事実の積み上げを急がせたことであろう。次章で詳述するように、赤軍・ポーランド軍の占領地域はただちにポーランドへ施政権が引き渡され、行政区分がなされた。オーデル・西ナイセ川以東の新ポーランド領は、中世のピャスト朝ポーランド王国の版図を取り戻したと

いう意味で「回復領土（Ziemie Odzyskane）」と呼ばれるようになり、政権はその領有をポーランド民族の「歴史的権利」として正当化した。

講和会議までに既成事実づくりを急ぐという空気のなか、ドイツ人の排除は躊躇なく実行された。一九四五年五月二〇、二一、二六日の労働者党中央委総会でも年内の全ドイツ人排除、三五〇万のポーランド人の入植を謳った決議が採択されている^①。戦争終結後の六月末から七月初のわずか二、三週間間に、二二・五万人（ポーランド側資料）ないし二〇〇〜三〇万人（ドイツ側資料）のドイツ人がポーランド軍によって強制退去させられ、強制退去させた後にはひとまずポーランド軍兵士が入植した。

こうした「ポーランド化」の既成事実づくりが進む中、七月一七日から八月二日にかけてポツダム会談が開かれた。すでにミコワイチクを含めた国民統一臨時政府が成立していたこの時点では、ポーランドに関してはヤルタ会談から持ち越されていたポーランド西部国境問題が議論の中心となった。二一日の会議で米国大統領トルーマンは、一九三七年当時ドイツ領土を念頭に、ソ連が占領地帯の一部をポーランドに割り当てつつあると非難した。これに対してスターリンは、ドイツ人がすべて逃亡し、ポーランド人が耕作・収穫しているのだから、これらの地域は紙上ではともかく事実上ポーランド領土であると主張した。ここにおいてチャーチルが、カーゾン線以東のポーランド人三〇〇〜四〇〇万人を埋め合わせる分の領土獲得にとどまらず、ドイツの耕地の四分の一を奪い、八二五万人を移動させることの現実性や政治的效果に疑念を表明し、ドイツ人はもはや残留しないとのスターリンの主張にはなお二〇〇〜二五〇万人のドイツ人が残留しているとの数字を示し反駁した。

他方、三国に招かれその主張を聴取されたゴムウカからポーランド首脳は、二四日に参加国首脳に、ポーランドが要求している領土すべてを含め入れても戦前の領土よりはるかに小さいこと、オーデル・西ナイセ川に至る地域はカーゾン線以東に居住していたポーランド人、その他の地方の農民や労働者を受け入れるのに必要であること、さらにポーランドの要

求する国境の実現はドイツとポーランドとの国境線を短縮し、その防衛をきわめて容易にすること、などを訴えた。それでも英米はその態度を変えず、交渉は行き詰まった。

結局、ポーランド西部国境問題は三一日にソ連の対独賠償問題での譲歩と引き替えに落着をみた。八月二日の議定書では、西部国境の最終的確定は議和会議まで待つこと、その最終的確定まで「シュウイデミュンデのすぐ西のバルト海からオーデル川に沿って西ナイセ川との合流点、さらに西ナイセ川に沿ってチエコスロヴァキアとの国境に至る線」から東の旧ドイツ領は、ソ連行政下に入る部分を除く東プロイセンと旧グダンスク（ダンツィヒ）自由市を含めてポーランドの行政下におかれるべきこと、そのことに関して同地域がソ連占領地区の一部とみなされるべきではないこと、が確認された。また議定書中の「ドイツ系住民の秩序ある移送」では、ポーランド、チエコスロヴァキア、ハンガリーに残留しているドイツ系住民のドイツへの移送の必要性を認め、実施される移送が「秩序だつて、かつ人道的に」行われるべきことが確認された。^⑩

このポツダム議定書にしたがつて、ポーランド領内に残留しているドイツ人の退去が数年間にわたつて続いた。戦争終結後ポツダム会談を挟んで、一九五一年までに約三五〇万人が退去したという。^⑪戦争終結前に疎開したドイツ人を加えて八五〇〜一〇〇〇万人近いドイツ人がポーランド領から退去したことになる。戦争直後この時期、ポーランドに限らず、東ヨーロッパ全域からのドイツ人の退去という、未曾有の人口大移動がわずか数年の間に起こつたのであった。

ところで、このドイツ人排除に関して、職業によって移送の順序が異なつていたことは興味深い。すなわちまず失業者、戦争避難民、ナチス党員が「追放」され、ポーランド人企業の従業員、すでにポーランド人が入植した農場のドイツ人、ホワイトカラー労働者、非熟練労働者が続いた。そして炭鉱・冶金・電力・繊維工業などの専門家・熟練労働者は、「回復領」では工業生産の再開・維持の必要性から、たとえ本人がドイツへの移送を望んでいる場合でも「追放」を免除された。例えば一九四六年二月に始まり、ヴロツワフ（ブレスラウ）県だけで約一三〇万人ものドイツ人を退去させた通称「ツ

「バメ作戦」では、当局が作戦の完遂を目指したにもかかわらず、企業・工場側が専門家・熟練労働者を手放さず、結局翌年一〇月に作戦が停止されたという^④。政権がみせたドイツ人を追放する断固たる意志とともに、経済活動の現実直面してのご都合主義がうかがえる。

また、追放の免除の申請は「旧領」ではポーランド市民権の「回復 (rehabilitacja)」という形を、「回復領」ではポーランド人であることの「確認 (weryfikacja)」という形をとった。「旧領」における「回復」申請は、一九四五年二月二八日の「ポーランド社会からの敵分子排除に関する政令」に則って審理された。政令によれば、申請は大戦中にドイツ当局が民族政策の一環として被支配民を「ドイツ民族の血の濃さ」に応じてI～IVの四カテゴリーに分類した、いわゆる「ドイツ民族リスト」の第II～IVカテゴリーに「本人の意思に反して、あるいは強制的に」記載された者が提出の資格を有した。第III、IVカテゴリーに「本人の意思に反して」記載された者は、ポーランド民族および民主的ポーランド国家への忠誠を宣言すれば市民権が回復された。しかし第IIカテゴリーに記載された者は、「本人の意思に反し」記載されたことの証明と、ポーランド民族性の証明が必要とされた^⑤。

第IIカテゴリーへの記載者は、ほとんどが戦前の国勢調査で「ドイツ人」と回答した元ポーランド市民かあるいは入植「民族ドイツ人」であったと考えられ、それゆえに申請の大半が却下され、「追放」となった。また一九四六年九月一二日には、過去における行動でドイツ人としての民族的特徴を示した者すべてから市民権を剥奪し、ポーランドからの退去を義務づけた政令が布告され、ドイツ人徹底排除の意向が強く示された^⑥。

以上みたように、ドイツから約九五〇万もの人口を持つ広大な領土を十分な国際的な認知を得ないまま獲得したポーランド「人民政権」は、これらの地の非ドイツ化・「ポーランド化」の既成事実を積み上げ、その支配を国際社会にアピールした。そしてポツダム会談ではオーデル・西ナイセ以东の行政権が認められ、ドイツ人の移送も認められた。「回復領」の非ドイツ化・「ポーランド化」は、そうした国外向けアピールの意味を持つと同時に、ソ連などからの多数のポーラン

下人引揚者や過剩人口に苦しむ中央ポーランドの農民に土地を与え、戦後の混乱を收拾するという国内向けアピールの意味も有した。かくして「回復領」は人民政権の支配基盤拡大にとって欠くべからざる位置を占めることになる。次章でこれらの点を検討した。

- ① 同日にヴァシライナ共和国、同日三日にリトアニア共和国と同様の協定を結ぶ。『*Dokumenty i materialy*』, VIII, s. 221-227 [Nr 122].
- ② J. B. Schechtman, *Postwar Population Transfer in Europe 1945-1955* (Philadelphia, 1962), p. 161.
- ③ *Rozmił Statystyczny 1947* (Warsawa, 1947), s. 30, tabl. 5B.
- ④ 水島孝生「ポーランドの土地改革一九四四〜四八年——戦後国内体制の出発点——」、『*ソビエト経済*』三三—四、一九八二年、五三—五四頁。
- ⑤ *Rozmił Statystyczny 1949* (Warsawa, 1950), s. 56, tabl. 4E.
- ⑥ Góra, *op. cit.*, s. 249.
- ⑦ Polonsky and Druker, *op. cit.*, pp. 412, 418 [No. 73].
- ⑧ A. Chojnowska, "Operacja 'Wisła' (przesiedlenie ludności ukraińskiej na Ziemię Zachodnie i Północne w 1947r.)", *Zeszyty Historyczne*, 102 (1992), s. 12.
- ⑨ *PPR. Dokumenty*, s. 156 [Nr 23].
- ⑩ その後、なほ残留してゐた約十五万人のヴァシライナ人は、一九四七年四月に「ヴァシライナ蜂起軍」一掃を名目に始めたポーランド軍による連綿「ヴァシライナ作戦」にやがて「回復領」に強制移住が分散移住やその他の暴力的な同化を強らるゝ。Chojnowska, *op. cit.* 參照。
- ⑪ "Rozmowy polityczne w sprawie utworzenia Tymczasowego Rządu Jedności Narodowej (Czerwiec 1945r.)", w: *Archiwum*
- Ruchu Robotniczego, IX (Warsawa, 1984), s. 142, 144.
- ⑫ J. B. Schechtman, *European Population Transfers 1939-1945* (New York, 1946), pp. 482-487.
- ⑬ T. Schieder (ed.), *Documents on the Expulsion of the Germans from Eastern-Central-Europe*, vol. I: *The Expulsion of the German Population from the Territories East of the Oder-Neisse-Line* (Bonn, 1960) [以下 Documents on the Expulsion と略記] p. 95.
- ⑭ *Ibid.*, pp. 18-47.
- ⑮ W. Wagner, *The Genesis of the Oder-Neisse Line: A Study in the Diplomatic Negotiations during World War II* (Stuttgart, 1957), p. 82.
- ⑯ Schechtman, *Postwar Population Transfer*..., p. 362.
- ⑰ *PPR. Dokumenty*, s. 310.
- ⑱ M. Wojciechowski, "The Exodus of the Germans from the Odra and Lusatian Nysa Territories", *Polish Western Affairs*, 31-1/2 (1992), p. 45; *Documents on the Expulsion*, p. 110.
- ⑳ 以下は連綿『*Dokumenty i materialy*』, VIII, s. 540-557 [Nr 302, 303], 559-565 [Nr 306], 577-579 [Nr 313]; *Foreign Relations of the United States, The Conference of Berlin (The Potsdam Conference), 1945*, vol. II (Washington D. C., 1960), pp. 203-215, 247-252, 331-336, 1490-1492, 1495-1496. 參照。
- ㉑ Wojciechowski, *op. cit.*, p. 48; *Documents on the Expulsion*, p.

120.

② B. K. Cholewa, "The Migration of Germans from Lower Silesia after World War II", *Polish Western Affairs*, 31-1/2 (1992), pp. 56-60.

③ D. U. R. P., 1945/Nr 7, poz. 30.

④ 「ポーランド社会からのドイツ人民族排除に関する政令」*Ibid.*, 1945 /Nr 55, poz. 310.

四 「回復領」の「ポーランド化」と「人民政権」

1 「回復領」の「ポーランド化」

ヤルタ会談でオーデル・西ナイセ線に基づくポーランド西部国境に関して英米の同意が得られなかったことが、政権に「回復領」の非ドイツ化・「ポーランド化」の既成事実化を急がせたことはすでに述べた。ソ連もその必要性を感じていたように、スターリンはヤルタ会談直後に訪ソしたポーランド臨時政府代表団に対して、オーデル・西ナイセ川沿いではソヴィエト暫定軍政を敷かず、ただちに臨時政府に施政権を引き渡す旨伝えている。①そして三月には全域の占領を待たずに「回復領」がマズーリ（旧東プロイセン）、西ポモージェ（ボンメルン）、低地および高地シロンスク（シュレージエン）の四管区に行政区分され、三月三〇日に旧グダンスク（ダンツィヒ）自由市が制圧されるや、同日にはグダンスク県が設置された。②「回復領」は政権にとって特別な地位を占めていた。国外からの引揚者、過剰農村人口の解消に期待されたことは繰り返し述べたが、さらに豊富な資源と進んだ工業施設を元にした戦後復興、工業化の面でも新政権の生命線ともいえる位置づけがなされた。一九四五年二月の労働者党中央委総会では、書記長コムウカが次のように「回復領」の非ドイツ化・「ポーランド化」を全民族的な課題として喚起している。

（……）これらの土地の非ドイツ化は、原則としてドイツ人がこれらの土地から追放され、そこに我々がポーランド人を導き、入植させる、という方法で行われるべきことは明らかである。（……）これは何百万もの人が関わることであり、文字通りほとんど民族

表3 「回復領におけるドイツ人・ポーランド人人口の推移

時期	ドイツ人[千人](%)	ポーランド人[千人](%)
1946. 2.	2076 (41.5)	2919 (54.8)
1946. 11.	689 (13.5)	4375 (85.8)
1947. 1.	433 (8.5)	4584 (91.4)
1947. 6.	289 (5.5)	4985 (94.4)

Rocznik Statystyczny 1947, s. 20, tabl. 8-9; Schechtman, *Postwar Population Transfer...*, pp. 216-217 をもとに作成。なお、ポーランド人にはポーランド市民権の回復あるいは確認を申請中の者も含む。

全体に及ぶものである。^⑤

性を訴えた。そして七月には行政省の諮問機関として「回復領土問題学術会議」(Rada Naukowa do zagadnień Ziemi Odzyskanych) が設立され、具体的な数字を挙げた移住・植民計画が立案された。

実際の「回復領」における人口の動きは、ドイツ人の「追放」と精神的な「ポーランド化」の結果、表3のように推移した。また一九四七年一月の時点での「回復領」のポーランド人四五八・四万人の出身地の割合は、土着の「ポーランド系」原住民が二三・二%、引揚者が四一・一%(ソ連から三六・〇%、その他諸外国から五・一%)、「旧領」からの移住者が三五・七%であった。^⑥

これらの「ポーランド人」の中で注目したいのは最初のカテゴリー、すなわち「土着のポーランド系原住民」である。

一九四五年五月の労働者党中央委総会で年内のドイツ人排除と三五〇万人のポーランド人入植を謳った決議が採択されたことは前述した。各県・郡に設置されていた「移住委員会」(Komitet Przesiedleńczy)も、同月末に「人口過剰の地方はもう飢えに苦しむことはない。農民たちよ! もう国外に移住する必要はない。新しいポーランドには土地が十分ある。土地が欲しい? 西部に行けば、土地はあるのだ」との声明を出し、民衆の目を「回復領」に向けようとしていた。^④しかし実際には、終戦直後の混乱による治安の悪さなどから「回復領」への定着は進まなかった。中には旧ドイツ人資産の略奪だけを目的として西部に向かう者もいた。こうして「回復領」は半ば無法地帯の様相を呈し、「未開の西部」とも呼ばれた。ドイツ人退去後の空白をポーランド人は埋めることができないうとの国際世論を強く意識し、「回復領」の早急な「ポーランド化」を政権維持の生命線とも位置づけていたゴムウカは、こうした状況を憂い、移住・植民の計画化の必要

戦前のドイツにおけるポーランド系少数民族は、厳しいドイツ化の波にもまれており、これら「ポーランド系」住民の再「ポーランド化」が問題となったのである。ゴムウカもこの「ポーランド系」原住民をポーランドの「回復領」領有の正当性を証明する存在として捉え、ともすれば彼らをドイツ人として扱う引揚者や移住者を厳しく批判した。これらの「原住民」は、例えばポーランド系の言語を話すがプロテスタント教徒もいる「マズール人」の一部のように、自らをドイツ人と公言する場合でも多くが「ポーランド人」と「確認」された。

「ポーランド系」原住民の民族的帰属意識のあり様は多様で、ポーランド人への帰属を強く意識している者、ポーランド文化との結びつきを自覚してはいるがドイツ当局の迫害を恐れ明確にポーランド人への帰属を宣言しなかった者、確固とした帰属意識を持たない者の三者に大別される。高地シロンスクの境界地帯では第三の確固とした帰属意識を持たない者が最も多く、家庭ではポーランド語を話し、ポーランド的習慣を守ってはいるが、ときには自らを「シロンスク人」と自覚する場合もあった。^⑥「シロンスク人」の他にもボモージュの「カシューブ人」、旧東プロイセンに居住する「マズール人」や「ヴァルミア人」など、ドイツ人あるいはポーランド人に帰しきれない人々の存在があった。

ポーランド系であることの「確認」作業は、「旧領」におけるポーランド市民権の「回復」申請が大戦中の「ドイツ民族リスト」記載の結果によってある程度機械的に処理されたのとは異なり、基準が曖昧で混乱した結果を生んだ。「確認」申請は一九四六年四月二八日の「回復領居住のポーランド民族のポーランド市民権に関する法律」に則って審理された。この法律によれば、自らのポーランド人への帰属を証明し、ポーランド民族および国家に対する忠誠の宣言を提出した者にポーランド市民権が付与された。^⑦実際の審理では、ポーランド系の出自よりも行動によるポーランド民族との結びつき、すなわち忠誠の宣言が重視された。この曖昧な基準のために、ドイツ系の住民が「ポーランド人」と「確認」されたり、「ポーランド系」原住民が追放された例も多かった。一九四九年二月一日の時点では一〇一万五三六〇人が「ポーランド人」と「確認」されていた。^⑧

ゴムウカから政権上層部が原住民を重視していたのに対し、現場では引揚者、移住者や行政の下部機関がこれら原住民をドイツ人扱いしていた。例えば、一九四五年一〇月二四日のシロンスクドンプロフスキ県（高地シロンスク）知事が県下の各郡長に宛てた書簡からは、ポーランド語を流暢に話しポーランド人への帰属を主張する者が追放されたり、「確認」申請を提出した者がその結果を待たずに追放されたり、さらにはポーランド人と「確認」された場合でも追放されたりしていたことが読みとれる。同様のことはシロンスク地方に限らずマズーリ地方などでも起こっていた。^⑤

また、農地改革で不利益を被った原住民もいたようである。引揚者の移住・定着政策を管掌する「国家移送者局 (Państwowy Urząd Repatriacyjny)」は、原住民の農場をしばしば「確認」申請の決裁を待たずに引揚者に割り当てたりしていた。居住地を離れていた「ポーランド系」原住民が「ポーランド人」と「確認」された後に元の農場に帰ってみると、すでに移住者が播種・耕作している、といったことも頻発し、入植者と原住民との間の紛争を調停する委員会が設置された例もあった。

このように「ポーランド系」原住民の「確認」の現場は、曖昧な民族的帰属意識を許さない二分法——ポーランド人かドイツ人か、我々か彼らか、身内かよそ者か、善か悪か——の世界であった。「回復領」の「ポーランド化」は、このような曖昧な民族的帰属を否応なく決定していく過程、すなわち、ドイツとポーランド両「大」民族の境界に位置する様々な、こんにちでいうところのエスニック・グループが、「山羊から羊を分ける試み」^⑥を通じて「国民国家」にとりこまれる過程でもあった。

2 「人民政権」の支配確立と「回復領」

「人民政権」が「回復領」領有の既成事実化を精力的に進める一九四五年前半、ロンドンとワルシャワ両ポーランド政府の合同が日程に上っていた。しかし、統一政府の樹立交渉に招かれるべきポーランド人の選択にあたってはワルシャワ

の臨時政府に拒否権があるとのソ連の主張のため、三大国間の交渉は暗礁に乗り上げていた。その間、ソ連は一九四五年四月二日にワルシャワのポーランド臨時政府と二〇年間の友好協力相互援助条約を締結するなど、ロンドン陣営を相手としない姿勢をますますみせていた。

しかしスターリンは、五月二十五日から六月六日にかけてモスクワを訪れた米国特別使節団のホプキンス(Harry Hopkins)に対して、臨時政府側に人選の優先権を認める主張を撤回するなど、歩み寄りをみせた。この妥協に基づいて、六月一日にワルシャワの臨時政府の代表者、臨時政府に参加していない国内の「民主主義者」、ミコワイチクを含む亡命「民主主義者」がモスクワに参集し、交渉を行った。

一連の交渉に当初ミコワイチクは首相の地位を要求するなど強気の姿勢で臨んだが、ゴムウカからの反発を受けた。結局六月二日にゴムウカの主導で政府案の合意に達し、翌日には三大国の承認を受けた。そして二八日にオスプカ・モラフスキを首班とする国民統一臨時政府が成立した。ミコワイチクはゴムウカとともに副首相に就任し、農業・農地改革長官をも兼ねた。閣僚二二名のうち労働者党が七名、社会党系六名、農民党系六名（うちミコワイチクのグループは四名）、民主党二名という構成であった。数的には各政党にバランスのとれた配分となっているが、社会党の閣僚の大半は親労働者党グループが占め、またミコワイチクのグループが長官になった省でも次官や部局長を通じて労働者党が影響力を保ち、国民統一政府の主導権を握っていた。

いな、労働者党は国民統一臨時政府発足後も主導権を握っていたばかりか、反対派と断固闘う意図を持っていた。その意志は、六月一八日のミコワイチクらとの交渉でのゴムウカの次のような発言によく表れている。

(……)我々があなた方に我々が可能と考える閣僚ポストのみを提供するといっても、気を悪くしないでいただきたい。なぜなら我々は客を迎える主人であるからだ。(……)一度手に入れた権力を我々は決して明け渡さないうらう。(……)あなた方には二つの選択肢がある。すなわち、合意とポーランド再建事業への協力か、それとも永久に別れるか。¹⁰⁾

他方、国民統一臨時政府樹立の交渉に先立つ五月の労働者党中央委総会では、ソ連の態度軟化に呼応するかのようになり、「民族戦線」のあり様が見直されている。ここではゴムウカは党内に蔓延する「セクト主義」に警告を発し、あからさまな同盟政党的従属化を戒めている。そして公安組織に最も強く「セクト主義の誤謬」が現れており、「第二の国家が育ち始めている」と批判した。さらに、「大衆は我々をポーランド人の政党とみなさなければならぬ。我々をポーランド人共産主義者として攻撃させても、ソヴェトの手先として攻撃させてはならない」と主張し、^⑬ポーランドのソ連邦参入まで唱えるある過激な地方幹部を更迭している。

これは前年一〇月の路線転換を、再び「幅広い民主主義的民族戦線」の路線へと戻すものであった。しかし「幅広い」といっても、すでにこのとき有力な亡命政府系抵抗組織の指導者は一掃されていた。また誰が「民主主義的」かの判定は「人民政権」への態度如何である、との「民主主義」観も変わりはなかった。ゴムウカは党内では「セクト主義」や強硬路線を戒め、党外には労働者党のヘゲモニーを誇示しつつ、「民族共産主義者」としてポーランドの指導者の地位を固めていたのである。

このように自らのヘゲモニーを脅かさない限りの「民族戦線」を志向した労働者党にとって、新副首相兼農相ミコワイチクによる一九四五年八月二二日の野党的なポーランド農民党(Polskie Stronnictwo Ludowe)の結成は脅威であった。^⑭同党へは農民党からの鞍替えも相次ぎ、ワルシャワ県では農民党組織の約八〇%をとりこむまでの勢いであった。その他ポーランド農民党は傾向として「旧領」で優勢を占めた。一九四五年一二月に労働者党陣営が新政党の登録を停止したこともあり、ポーランド農民党は反政府勢力の唯一の受け皿となった。翌年一月時点での約五〇万という同党の党員数は、当時の労働者党と社会党の党員数(それぞれ約二三・五万と約一九・五万)の合計よりも多かった。^⑮

ポーランド農民党も農地改革の必要性を認識していたことはもちろんである。しかし同党は農業経営の観点から土地の細分化を招く貧農層への徹底した、急進的な土地分与には消極的で、貧農から中農層までを重視し過剰農村人口の解消を

掲げる労働者党と対立した。一九四五年八月に農相としてミコワイチクは、労働者党の農地改革推進の支柱であった農地改革全権委員制度の廃止を指令し、改革の権限を土地局に戻している。また同時期には分割された農場の旧所有者から土地返還の申請が相次ぎ、農業・農地改革省もこれを認める場合が多かった。これには土地を賦与された農民も土地権利書を渡さないなど抵抗し、結局各政党間の協議により、たとえ誤って分割された土地でもすでに耕作し、権利書を得ているなら土地は新所有者のものとし、旧所有者には国家補償を与えることになった^⑩。

農地改革をめぐる両党の対立は「回復領」における改革の実施をめぐるでもみられた。農業経営の観点を重視するポーランド農民党は従来の農業構造を維持することを主張した。すなわち、五〇一〇〇ヘクタールの農場はそのままの規模で賦与し、一〇〇ヘクタール以上の大農場は三〇ヘクタール程度で分与する、さらに二〇五ヘクタール規模のドイツ人旧所有農場を三〇ヘクタール規模に統合することなどを方針として掲げた。これに対して労働者党は、雇用労働力を必要としない中農規模の一家族農場の創設を謳い、「旧領」の過剰人口吸収も重視していた。

以上のようなポーランド農民党の勢力拡大を前に、労働者党陣営はポスト配分での差別など様々な活動妨害を試みた。赤軍やNKVDを後ろ盾とし、一九四五年の春から秋にかけて職員数を二・五倍も増やした公安当局による地方活動家の弾圧や分派工作の煽動も見逃せない。さらに労働者党陣営は紙の配給制限や検閲を通じて出版妨害を行い、行政省から街頭集会の監督権限を奪うなど、ポーランド農民党の影響力が強い省庁の権限の制限に努めた^⑪。この一連の措置の一つに、「回復領土省」の設置があげられる。

「回復領土省」は一九四五年一月一三日の政令によって設立された。その管掌する権限は、「回復領」における農業経営計画の作成とその遂行の監督、移住計画の遂行、ドイツ人旧所有地の管理、行政全般、「回復領」での諸省庁の活動（外務省と対外貿易省の権限に属するものを除く）の調整など広範囲にわたり、入植政策の責任機関である国家移送者局も行政省から移管された^⑫。長官にはゴムウカが就任し、労働者党は「回復領」における行政、農工業、移住者政策などに関する

独占的な権限を得ることになった。ポーランド農民党はこれに抗議し、ミコワイチクら同党の關係たちは政令への副署を拒んだ。

「回復領」の農地改革に関する独占的な権限を得た労働者党陣営は、一九四六年九月六日に「回復領および旧グダンスク自由市における農業制度と移住に関する政令」を布告し、「回復領」における農地改革の基準を定めた。そこでは分配される農地の基準は七〇一五ヘクタールとし、土質、気候、経済諸条件、家族状況に応じて幅を持たせること、七ヘクタールに満たない農家はこの基準までの追加配分を受けること、などが定められていた。^⑭翌年一月に幅が大きい面積基準を七〇九ヘクタールとする修正が施され、これに基づいて「調整」が行われた。一九四九年一月の時点で「回復領」内の一農家当たりの平均面積は、「調整」済みの農家では七・五ヘクタール、未「調整」の農家では七・七ヘクタールであった。^⑮また一九五〇年の「回復領」内の農家を所有面積別にみると、五〇一〇ヘクタールの農家が四一・五%、一〇〇二〇ヘクタールも一六・三%と、いわゆる中農層が過半数を占めた。^⑯このように労働者党陣営は、「回復領土省」を通じて「回復領」における農地改革を自らの思惑通りに進めることができた。

さて、大量の引揚者や移住者に土地を与えることで、労働者党陣営は一定の支持を獲得したと思われる。そのことは一九四六年六月三〇日実施の国民投票と翌年一月一九日実施の総選挙において、労働者党陣営への投票を示感する「集団投票」が「回復領」で多く組織されたことからわかる。実際「回復領」の労働者党党员数は、オルシュティン(アレンシュェタイン)、ヴロツワフ、シュチュェチン(シュテッティン)の三県で一九四六年一月から六月の半年間に二・七一倍増加し、他地域にはない伸び率をみせている。^⑰また「回復領」では、同時期に「旧領」でみられた公安当局と抵抗諸組織の「内戦」ともいふべき状況もみられなかった。ポーランド農民党が統一リストによる選挙ブロック形成を呼び掛ける労働者党の申し出を拒否したことは、同党の自信を示すものでもあるが、そのポーランド農民党も「回復領」では選挙ブロックを拒否しない姿勢をみせていた。^⑱

国民投票は上院の廃止、農地改革・基幹産業の国有化政策、オーデル・西ナイセ国境、という異論の出にくい三項目の是非を問うものであった。ポーランド農民党は自己の存在を示すために第一項についての「否」を投じるよう呼びかけていた。「回復領」の住民の投票態度は、ある労働者党郡委員会^②の報告によると、「旧領」からの移住者は三項とも「是」とする者が多く、引揚者は第一項のみ「否」とする者が多かった。引揚者の「否」票については、やはり故郷を去らざるをえなくしたソ連や共産主義勢力への不信が影響しているものと思われる。

しかし、獲得した土地を脅かす「ドイツ報復主義」の脅威の前に、やむなく共産主義勢力の支配を受け入れる場合もあったであろう。「ドイツ報復主義」の脅威を強調し、自らを新国境線の保証や「太古からのピャストの土地の再ポーランド化」といった民族的利害の代弁者とする労働者党陣営のプロパガンダも効果的であった。米国國務長官バーンズ(James E. Byrnes)がオーデル・西ナイセ国境に疑義を呈した一九四六年九月六日のシュトットガルト演説は、特に「回復領」においては西側一辺倒のミコワイチクの立場を難しいものにした。「回復領」の植民政策は、移住者、引揚者に対する労働者党陣営の影響力行使をより容易にしたといえよう。

他方、「ポーランド系」原住民の政治的態度は移住者や引揚者とは明らかに異なっていた。原住民は、終戦時の赤軍による略奪・連行や前節で述べた入植者や行政の下部機関による冷遇、カトリック教会によるプロテスタント教会の接収などを背景とした政権への幻滅から、政治・政党活動には消極的か、あるいはポーランド農民党支持であった。行政機関への登用も少なかった。国民投票に際しても三項とも「是」を投じた者はごく少数にとどまったようである。投票前に原住民の政権に対する非友好的態度、ポーランド農民党勢力・プロパガンダの浸透を警告している労働者党中央委員の報告が確認できる^③。バーンズ演説は国境問題に対する不安感を増大させたが、入植者を政権支持・中立化に向かわせたのとは対照的に、原住民をますますポーランド国家への関与から遠ざけた。こうした「人民政権」の持続性への不安から民族的帰属意識も動揺し、出国を要請する例もみられた。

さて、強力な反対派としてのポーランド農民党に対しては、特に同党が強力な基盤を持っていた「旧領」においては労働者党陣営による徹底的な弾圧がなされた。国民投票に際しては、労働者党陣営はポーランド農民党に対して地方組織の弾圧、検閲強化、分派工作、選挙管理委員会からのポーランド農民党員排除などを通じて活動妨害を図り、また投票当日には投票所に警察、公安隊を配置して投票者に圧力をかけた。七月一日になってようやく公表された投票結果は、第一項に「是」が六八・二％、第二項七七・三％、第三項九一・四％（投票率八五・三％）となっていた。投票箱が村長や警察・公安隊の署長を経由して選挙管理委員会に届けられた例もあり、票の改竄は間違いないとされる。特にクラクフ県では第一項に「是」は一六％程度だったという^④。

翌年一月の総選挙に際しても、労働者陣営はポーランド農民党支持者・候補者の選挙権剥奪、立候補資格停止、脅迫、逮捕など、国民投票のとき以上の激烈な手段を用いてポーランド農民党を弾圧し、投票当日も票の引き抜き・入れ替えや警察・公安隊の圧力、「集団投票」者への投票順序優先などが横行した。公表された総選挙の結果は、労働者党主導の「民主主義政党ブロック」が得票率八〇・一％だったのに対し、ポーランド農民党は一〇・三％にとどまった（投票率八九・九％^⑤）。選挙後の新内閣においては労働者党が圧倒的な優勢を占め、ミコワイチクは閣外に去った。ミコワイチクはなお議員としてとどまったが、迫害の強化とともに一九四七年一〇月には再亡命を余儀なくされる。こうして労働者党は最大の脅威ポーランド農民党を「回復領」においても「旧領」においても無力化し、ポーランドにおける一党独裁体制成立の布石を敷いたのであった。

① *Dokumenty i materiały*, VIII, s. 339 [Nr. 216].

② 「ツェンヌタ県設置に関する政令」。Dz. U. R. P., 1945/Nr 11, poz. 57.

③ *PPR. Dokumenty*, s. 294 [Nr. 39].

④ *Schechtman, Postwar Population Transfer...*, pp. 223-224.

⑤ *Ibid.*, p. 218.

⑥ H. Szczerbiński, "Nadanie obywatelstwa polskiego ludności rodziwej w wojewódstwie śląsko-dąbrowskim(1945-1950)", *Kwartalnik Historyczny*, 96-1/2 (1989), s. 255-256.

⑦ Dz. U. R. P., 1946/Nr 15, poz. 106.

⑨ S. Senft, "Sytuacja polskiej ludności rodzimej na ziemiach zachodnich i północnych w latach 1945-1960", w: Instytut Śląski, Instytut Naukowo-Badawczy w Opolu, *Polska ludność rodzima na ziemiach zachodnich i północnych po II wojnie światowej*, cz. II (Opole, 1990) [三十一] *Polska ludność rodzima... 少数民族* s. 21.

⑩ J. Ruszczewski, "Zaangażowanie ludności rodzimej Śląska Opolskiego w działalność polityczną w latach 1945-1949", w: *Polska ludność rodzima...*, s. 186.

⑪ *Ibid.*, s. 195.

⑫ N. Bethell, *Gomulka: His Poland, His Communism* (New York, 1969), p. 135.

⑬ "Rozmowy polityczne w sprawie utworzenia Tymczasowego Rządu Jedności Narodowej (Czerwiec 1945r.)", w: *Archiwum Ruchu Robotniczego*, IX (Warszawa, 1984), s. 110.

⑭ "Referat Władysława Gomułki wygłoszony na plenarnym posiedzeniu Komitetu Centralnego PPR w Warszawie 20 Maja 1946r.", w: *Archiwum Ruchu Robotniczego*, VII (Warszawa, 1982), s. 11-13.

⑮ 国民統一政府の養育と亡命政府系農民党勢力のリーダーであったミロワイチクの帰国後、「人民政府」系農民党勢力との合同が協議を

果たした点に注目して、「ロマンチックな新党を設立した」。

⑯ Coutouvidis and Reynolds, *op. cit.*, p. 237.

⑰ 下記の表は、Góra, *op. cit.*, s. 207-215.

⑱ A. Paczkowski, *Zdobyte władzy 1945-1947* (Warszawa, 1993), s. 32.

⑲ *Dz. U. R. P.*, 1945/Nr 51, poz. 295.

⑳ *Ibid.*, 1946/Nr 49, poz. 279.

㉑ Stabek, *op. cit.*, s. 259, tabl. 12 を参照。

㉒ Góra, *op. cit.*, s. 255, tabl. 19 を参照。

㉓ Coutouvidis and Reynolds, *op. cit.*, p. 236.

㉔ Paczkowski, *op. cit.*, s. 55.

㉕ Ruszczewski, *op. cit.*, s. 183.

㉖ T. Baryła, "Ludność warmińska i mazurska w pierwszych latach Polski Ludowej. Wybrane materiały źródłowe z lat 1945-1952", w: *Polska ludność rodzima...*, s. 108-109.

㉗ その他ポルシェン県六八%、ヴァチン県七一%、シロンスク県一〇%、ロズキ県八三%、ポズナニ県四六%という数字があがっている。

A. Werblan, *Władysław Gomułka. Sekretarz Generalny PPR* (Warszawa, 1988), s. 374-375; Paczkowski, *op. cit.*, s. 59-61.

㉘ Werblan, *op. cit.*, s. 430.

おわりに

戦後ポーランドにおける農地改革は、国内の支持基盤が脆弱なままソ連の圧倒的な軍事力を後ろ盾に政権を掌握したポーランド労働者党が、貧農層への支持基盤拡大を狙って強行したものであった。その過程で労働者党は友党の農民党を衝星政党化し、「人民政権」内のヘゲモニー確立の布石を敷いた。また「回復領」における改革では、労働者党は野党的立

場にあったポーランド農民党に対する政策遂行上の優位を確立し、改革を自らの思惑通りに進めた。他方、農地改革の遂行には新ポーランド領を退去したウクライナ人、ドイツ人ら非ポーランド系少数民族の旧所有地が欠くべからざる役割を果たしたが、本稿ではそうした農地改革を持った「民族的」側面に光が当たったのである。

「人民政権」は、この農地改革遂行の上からも要請された民族的再編を自らの支配確立にあたって最大限に利用した。国内的には、支持基盤の弱さを自覚した政権は、自らをウクライナ人過激武装組織や「ドイツ報復主義」の脅威からポーランド人を擁護する民族的利害の代弁者をもって任じ、国民にアピールした。また対外的には、ドイツ人排除・「ポーランド化」の既成事実の積み上げが旧ドイツ領におけるポーランドの実効支配確立をアピールするものでもあった。このような背景から「人民政権」が敢行した非ポーランド系少数民族の排除はドラスティックな形をとったのであり、またそのドラスティックな少数民族排除の上に政権の支配確立があったのである。

ところで、このポーランドにおける民族的再編は、ソ連の安全保障要求による国境線西進がもたらした、東ヨーロッパにおける秩序再編過程の一環として位置づけるべきであろう。ドイツの東進に始まりソ連の西進で終わった第二次大戦を経て、東ヨーロッパはドイツ人の排除という歴史的にも未曾有の人口移動を経験した。これはこの地域が「ドイツ的へ中欧」から「ソヴェイエト的へ東欧」へと変貌する前提をなすものといえる。その過渡期にあって、共産主義政権は「ナチヨナリズム」を奉じて支配基盤の確立を図った。主権を有する独立国家をソ連が共産主義イデオロギーを通じて支配する、いわば「ソヴェイエト的へ東欧」システム」の播種期にあって、ゴムウカから「民族共産主義者」の存在は必然性があつたといえよう。もっとも、後のポーランドのボズナン暴動やハンガリー動乱、プラハの春など、ソ連がドイツに向けようとした各国のナチヨナリズムを他ならぬソ連支配に対して向けさせるといふ、逆説的な一面をこの「システム」が有したことも事実である。

その意味では、各国の共産主義者、とりわけゴムウカなどの「民族共産主義者」とソ連との関係が問題になる。例えば、

ポーランドやチェコスロヴァキアのマーシャル・プランへの参加意欲とソ連の圧力行使によるその断念は、国家主権とソ連あるいはソヴィエト・イデオロギーとの関係を考えさせ、また東ヨーロッパの「ソ連圏」化を加速させたという意味で興味深い。本稿は、ポーランドにおける戦後秩序の形成過程を民族問題もからめてより総合的に評価する作業の端緒であるが、こうした「人民政権」の支配確立に決定的な影響力を持ったソ連との関わりを検討することで議論をさらに精緻化しなければならない。今後の課題としたい。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程

）

The Establishment of the "People's Authorities"
in Poland and the Change in the Ethno-National
Composition of the Polish State

—The Political Situation around the Realization
of the Land Reform—

by

YOSHIOKA Jun

In the second half of the 1940s Poland experienced two fundamental changes: the first, the establishment of the "people's authorities", the core of which was the communists, and second, the drastic change in the ethno-national composition of the Polish state as a result of the exclusion of national minorities following the shift of her boundaries. The purpose of this article is to show that these two processes were closely related. To this end the author discusses the land reform executed by the "people's authorities" from the point of view of the problems of national minorities, to which little attention has been given. The first important point is that farms which had been possessed by Ukrainians or Germans who were forced to remove themselves from new Polish territories alleviated the shortage of lands required for the execution of the reform. Added to this, the reform carried out on ex-German territories newly allotted to Poland, which followed the thorough expulsion of the Germans, played a role in guaranteeing lands for settlement to a large number of Polish repatriates from ex-Polish territories annexed by the USSR. The communists, who had little support from the masses, came to call themselves the defenders of Polish national interests, propagandizing the danger of "German revanchism", "Ukrainian anti-Polish armed bandits", etc. It should not be overlooked that in the process of establishing their rule the "people's authorities" dealt with the problems they met at the sacrifice of national minorities.